

資料 3

実施計画 素案

Aグループ

基本目標3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-2 安心して子育てできるまちづくり

3-2-1 安心してうみ育てることができる子育て支援

主管課 子育て支援課

1 現状と課題

未婚化、晩婚化、晩産化などを要因とする少子化、三世帯同居世帯割合・平均世帯人員の低下による核家族化の進行、女性の就業率上昇による共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化など、子育て世帯が孤立しやすい社会状況は依然として続いています。子育てに適切なサポートが得られないことで、親の不安感や負担感の増加やこどもに対する不適切な関わりなどの課題が表面化しやすくなります。また、こどもをうみ、育てたいと願う方々が、それぞれの希望する時期に実現できる環境づくりも大きな課題です。

平成24年の児童福祉法改正以降、国は発達に支援を要するこどもが身近な地域で支援を受けられる体制づくりを推進してきました。さらに、医療的ケア児などの特別な支援を要するこどもたちをサポートする支援体制づくりを推進してきました。本町では、「発達支援システム」を構築し、関係機関のネットワークづくり、職員の専門性向上、施設設備の充実を図ってきました。令和2年にはシステムの中心的な担い手である「地域コーディネーター」の複数配置を実現し、福祉と教育の連携を強化しました。早期から相談できる体制や、幼児期から学齢期までの情報が継続し、成長に合わせた支援が安定して提供される体制が整備されていることは、こどもたちのその後の社会適応に大きな影響があると考えられており、将来の社会参加を見据えた継続性・一貫性のある支援体制の継続が求められています。

家庭での養育における社会的な問題として虐待があります。児童虐待対応件数は全国的に増加傾向にあり、虐待の未然防止、養育上の課題の早期発見・早期対応が引き続き求められています。こどもたちが現在直面している課題が、将来の妨げとならないよう、課題を早期に発見し対応するための仕組みづくりが必要であり、要保護児童及び要支援児童などへの支援体制を含め、**母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働をさらに深めることを目的として、令和6年4月に「こども家庭センターめむろん」を開設しました。**

本町は、「芽室町子どもの権利に関する条例」に基づき、全てのこどもたちの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利を保障しており、未来を担う本町のこどもが健やかに育つ環境づくりや、子育て支援体制の整備に取り組むとともに、さまざまな事情や背景の家庭に対応した相談・援助体制の充実、妊娠から出産、子育て期に至るまでの切れ目ない支援の実践による、親子の生涯に渡るウェルビーイングの基盤構築が求められます。

2 施策の方針

妊娠・出産・子育てに関する悩み・不安の解消と地域社会の理解を深めることにより、まち全体による子育て支援体制の充実を図ります。

対象	町民
意図	妊娠、出産及び子育てに対する不安や悩みを解消する 子育てに対する地域社会の理解を深める
結果	子育ての支援体制が充実し、安心して生み（うみ）育てることができる

3 施策の主な内容

（1）妊娠から出産、子育ての不安を解消する体制の整備

- ・「こども家庭センターめむろん」において、母子保健と児童福祉の両機能が一体となって、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスク

アプローチを両輪として切れ目のないサポートを行います。

- ・妊婦等に対する伴走型支援において、母子健康手帳交付時から個々に応じたきめ細やかな相談を実施するとともに、サポートプランを作成し、必要なサービスの選択や利用を支援し、主体性や受援力の向上を図ります。また、両親で産後の生活をイメージし、親になる準備を整えていけるよう父親を含む支援の充実を図ります。
- ・育児不安の軽減を図るため、手軽に必要な情報を確認できる電子母子手帳アプリ（母子モ）等を活用した子育て情報の配信を継続します。
- ・特定妊婦、要保護・要支援ケースを把握した場合は、速やかに関係機関との連絡調整を行い、こどもの最善の利益を考慮した家庭支援を切れ目なく、漏れなく行います。
- ・出産後の母子の健康保持や悩みへの早期対応を図るために、現在実施しているアウトリーチ型・デイサービス型、集団型の産後ケアを継続し、産婦支援の継続を図ります。

（２）楽しく子育てできる支援体制の推進

- ・子育てに関する相談対応や情報提供、保護者同士の交流などのサポートを行う地域子育て支援拠点の充実を図ります。また、同じ時期に出産し、育児の大変な時期を支え合う親同士をつなぎ交流する機会を継続し、親同士で支え合う環境づくりをサポートします。
- ・子育て支援センターが実施している開放事業に加え、より身近な場所でつながるための「出張ひろば」事業を継続するとともに、育児負担の軽減を目的として実施している「ファミリー・サポート・センター事業」は今後も継続し、地域で気軽にこどもを預けられる環境を保障します。
- ・子育て支援団体などとの情報交換を行い、町民との協働による「子育てしやすいまちづくり」を進めます。
- ・親同士の交流による孤立予防や育児不安の軽減、親の学びや育ちを支援する環境づくりを推進するとともに、親支援を通じて乳児期の愛着形成による自己肯定感の土台づくりやこどもの権利を普及することを目的として、子育て講座の実施を継続します。

（３）全てのこどもとその家族への支援

- ・全てのこどもが愛着を土台として、自己肯定感や自己効力感を高め、幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるよう、ライフステージに応じたこどものこころの成長を育む取組を推進します。また、保護者が子育ての喜びや楽しさを感じながらゆとりを持って子育てができるよう、保護者との信頼関係を構築し、こどもへの関わり方等における親支援の充実を図ります。

（４）こどもの健やかな発達を促す体制の推進

- ・発達に支援を要するこどもに一貫性と継続性のある支援体制を構築する「発達支援システム」を継続します。また、「発達支援システム」におけるつなぎの中核となる「地域コーディネーター」や、子育てや発達の相談及び発達のアセスメントを行う「発達心理相談員」を配置し、専門性を生かしたシステムづくりを進めます。
- ・支援を必要とするこどもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制づくりを推進します。発達支援センターが中核的機能を担い、関係機関や民間事業所と連携した地域支援体制を構築します。

（５）こどもの権利擁護の推進

- ・虐待、育児放棄などの要保護児童、または要支援児童に関する実態把握に努めるとともに、その権利の侵害が認められた際には、速やかに初期対応や情報収集を行い、個別ケース会議の開催や関係機関との連絡調整、その後の経過確認を行います。
- ・平成 28 年度に設置された権利侵害に対する救済機関である「子どもの権利委員会」において、助言・調査・調整によりこどもの権利の早期回復を図るとともに、児童生徒などへの啓発をはじめ、「子どもの権利に関する条例」の周知に努めます。

（６）社会全体で子育てを支える基盤づくり

- ・妊娠・出産を迎える方々や子育て世帯を社会全体で応援する機運を高めるために、全町民に向けた啓発活動を継続します。また、ひとり親家庭に対する保育サービスなどの支援や、近親者による支援が受けられない妊産婦に対する支援を充実させ、安心して子育てできる環境を整備します。

（７）子育て世帯の経済負担の軽減・こどもの貧困対策

- ・ 疾病の早期発見・治療を進めるとともに、子育て世帯の経済的な負担軽減などを図るため、子ども医療費給付事業及びひとり親家庭等医療費給付事業においては、町独自の助成拡大を継続します。
- ・ 平成 29 年度から開始した子どもの居場所づくり推進事業（風の子めむろ）を継続し、放課後の第 3 の居場所として、貧困を含むさまざまな課題を抱えるこどもの早期発見・早期対応を図ります。
- ・ 不妊治療については、継続した治療を行う場合は多くの費用がかかるため、こどもをうみ、育てたいと願う方々の経済的な負担を軽減し、不妊治療に取り組めるよう助成を継続するとともに、助成拡大を検討します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
①育児が楽しいと感じる親の割合	乳幼児健診アンケート	88.1% (R7)	90.0%
②安心して子育てができる環境であると思う町民の割合	住民意識調査	87.8% (R7)	85.0%以上
③育児・家事に協力してくれる方がいる割合	乳幼児健診アンケート	93.2% (R7)	90.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
妊婦等相談・支援事業 乳幼児健診・相談事業	子育て支援課		実施			
子育て支援センター運営事業	子育て支援課		実施			
こども家庭センター運営事業 児童福祉支援事業	子育て支援課		実施			
発達支援システム推進事業	子育て支援課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・ 「発達支援システム」による一貫性・継続性のあるサポートの継続

基本目標3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-2 安心して子育てできるまちづくり

3-2-2 子育て環境の充実

主管課 子育て支援課

1 現状と課題

全国的な傾向同様、本町においても出生数は減少しており、回復は見通せない状況ですが、一方、女性の就業率上昇や国の労働・雇用政策などの社会情勢から共働き世帯は増加傾向にあり、早期復職の希望とともに、特に低年齢児の保育需要が高まっています。

本町の保育施設は、私立の認可保育所や、認定こども園（芽室幼稚園保育部分）、小規模保育事業所のほか、町が2か所の保育所を運営し、多様な保育ニーズに応じた選択肢の提供を行っていますが、全国的な状況同様、保育人材の確保が課題となっています。

また、放課後児童対策としての居場所づくりについては、町内の子どもセンター、児童館、児童クラブにおいて、多様な家庭の状況に応じてサービスを提供し、居場所を整備してきました。今後も、利用者やニーズを確認しながら、放課後に子どもたちが楽しく安心して過ごすことができる居場所、遊び場づくりを時代に合わせて展開していくことが求められています。

教育基本法にも規定されている幼児期の教育は、心身の成長、発達過程において重要な役割を担っています。保育ニーズの多様化に応じた保育所との連携はもとより、小学校との連携、協力の強化を図ることが必要です。本町における幼児教育施設は、私立の認定こども園と幼稚園があり、近年、発達に支援を要するこどもに早い段階で対応することの重要性が増していることから、私立幼稚園では個に応じた教育を図るため教員の増員が必要とされています。町は、保育施設と同様に幼児教育施設が支援を要するこどものために加配する教諭について、国や北海道の支援を受けられない部分に対し、係る費用の支援を継続する必要があります。

2 施策の方針

こどもの健やかな心身の成長を促すとともに、教育・保育相互のこどもの情報の連携、保護者への教育情報の円滑な提供を促進します。

対象	こども、保護者
意図	こどもの健やかな心身の成長 教育・保育相互の連携が進み、保護者への教育情報の提供がスムーズになされる
結果	保護者が安心してこどもを預けることができる

3 施策の主な内容

(1) 町内保育事業の充実

・保育所の運営においては、めむろかしわ保育園・めむろてつなん保育所や、家庭保育園トムテのいえは民間法人が、ひだまり保育所・上美生保育所は町がそれぞれ運営しています。さらに、認定こども園芽室幼稚園においても保育を必要とするこどもを受け入れています。いずれの施設についても、芽室のこどもたちの保育に責任を果たすのは町であることに変わりはなく、今後も引き続き運営事業者と町が十分な連携を保ちながら、一時預かり事業やこども誰でも通園制度など、保護者ニーズを十分に確認・検証し、保育需要に応じていきます。

・法人施設の改修支援など保育環境の整備充実に取り組みます。

・保育所の待機児童数ゼロを継続し、安心してこどもを預けられる体制を維持します。

・病児保育の町内整備は継続検討とし、病児保育利用料の助成・病後児保育の町内実施により、子育てと仕事を両立しやすい環境を推進します。

(2) 保育士の確保

全国的な保育士不足は十勝管内においても例外ではなく、将来にわたる安定的な保育提供のため、保育を実施する責任がある町として、町立保育所においては待機児童対策を含めた人員確保を進め、民間法人に対しては、国と連携した保育士の処遇改善策を行います。

また、町独自支援策として、潜在保育士の掘り起こしなどを目的とした保育士合同就職説明会の開催や、官民の保育士が参加し、保育の質の向上を目的とした保育士合同研修会の実施、民間法人における保育人材の安定的な確保を支援する保育人材確保対策事業費補助金の交付と効果検証を実施することなど、町全体として保育人材の確保・育成・定着に取り組めます。

(3) 子どもセンターなどの安定的な運営

芽室小学校区の「めむろ子どもセンター」、芽室西小学校区の「めむろ西子どもセンター」では、児童クラブ及び児童館の2つの機能を併設するとともに、芽室南小学校区には「みなみっ子児童館」を開設し、多様な家庭のニーズに応じたこどもの居場所づくりを継続します。

また、民間の児童クラブの安定的な運営を支援することで保護者が様々な地域資源を幅広く活用できる情勢を図ってまいります。加えて、直営の子どもセンターにおいては職員確保の難しさなど運営上の課題も解消されておらず、その運営手法や体制については定期的なニーズ調査、状況に応じた見直し・検討を行いながら、安定的な運営に繋がるよう努めます。

(4) 保育施設利用者の負担軽減

令和元年度より幼児教育・保育無償化が開始され、幼稚園・保育所などに通う3歳から5歳児の利用者負担額が無償化されたほか、町独自で副食費の助成を継続し、子育て世帯の経済負担軽減を図ります。

また、保育施設における使用済み紙おむつの処理費用を助成することで、衛生面の配慮とともに保護者の持ち帰り負担の軽減を図ります。

(5) 幼稚園・保育所に対する教育情報の提供及び加算職員の配置支援

幼児教育を取り巻く環境の変化に対応し、個に応じた教育の専門性を高めるため、研修機会の充実を図ります。

また、個別に支援が必要と判断したこどものための加配職員配置が速やかに行われるよう、配置に係る経費の支援を継続します。

(6) 小学校との連携推進

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携の強化を継続し、保護者への小学校教育情報の提供、小学校教育への指導の円滑な移行など、教育への接続性を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
① 保育所の保育サービスに満足している保護者の割合	保護者アンケート	95.6% (R7)	90.0%以上
② 保育所待機児童数	実績数	0人/年 (R7)	0人/年
③ 安心して子育てができる環境であると思う町民の割合	住民意識調査	87.8% (R7)	85.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
待機児童を出さない保育体制の維持	子育て支援課		実施			

安定した保育の提供	子育て支援課		実施				
保育人材の確保	子育て支援課		実施				
放課後児童対策の充実	子育て支援課		実施				
加配職員配置支援の継続	子育て支援課		実施				

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・ 保育所待機児童ゼロの継続と、保育人材を確保し、さまざまな保育ニーズに対応し、安心してこどもを預けられる体制の維持

基本目標 3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり

3-1-1 生涯を通じた健康づくり

主管課 健康福祉課

1 現状と課題

国では、令和6年度から令和17年度を計画期間とする「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」を推進しており、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性をもつ取組の推進を基本的な方向として示しています。

本町では、保健事業などに関する計画として「芽室町総合保健医療福祉計画」を上位計画とした「芽室町健康づくり計画（第5期）」をはじめ、「芽室町データヘルス計画（第3期）」や「芽室町食育推進計画」を策定し、妊婦や乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた健康づくりやこころの健康づくりの推進、若い世代からの生活習慣病の発症予防・重症化予防等に取り組んでいます。

本町における健康課題として、肥満や血糖の有所見者の割合が高い状態であり、特に国民健康保険加入者の働き盛り世代（35歳～64歳）における生活習慣病リスクが高い状況にあります。こうした生活習慣病は、脳血管疾患や心疾患などの重篤な疾患につながるだけでなく、要介護状態の原因となることも多く、令和5年度における本町の介護保険第1号保険者の有病状況では、糖尿病が27.5%であり、十勝管内・道・国と比較しても高い状況です。

これからの長寿社会を地域とつながりをもって健やかで心豊かに生活できるよう、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて、集団や個人の特性を踏まえながら、健康に関心が薄い方（健康に関心を向ける時間のとりにくい方）を含む幅広い世代へのアプローチや、多様な担い手との連携による、より実効性のある取組が求められています。

2 施策の方針

ライフステージに応じた健康づくりを推進し、若い世代からの生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組むとともに、健診・保健指導の充実により、疾病の早期発見・早期治療につなげます。また、健康に関心が薄い方を含む幅広い世代に健康情報が届くよう伝達方法を工夫し、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境づくりを進めます。

対象	町民
意図	・若い世代からの生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組む ・町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む
結果	住み慣れた地域で自分らしく、生き生きと健やかに暮らすことができる。

3 施策の主な内容

（1）健康づくりに向けた体制整備

- ・妊婦や乳幼児をはじめ、青壮年期・高齢期に応じた健康づくりを推進するため、各ライフステージに応じた健康診査や予防接種の実施、健康情報の提供や相談・助言の充実を図ります。
- ・デジタル技術（健康アプリ）を活用した健康ポイント制度の運営や出前健康講座の充実により、町民の主体的な健康づくりを推進するとともに、広報誌・SNS・公式LINEなど多様な媒体を活用した情報発信により、健康に関心が薄い方を含む幅広い世代に健康情報が届き、日常生活に活かせるよう伝達方法を工夫します。

- ・保健・医療・介護・福祉などの関係機関との連携体制を充実し、包括的な支援体制の強化を図ります。
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防
- ・若年層から高齢者まで、ライフステージに応じた切れ目のない生活習慣病予防体制を構築します。特に、若年層への早期介入と、働き盛り世代への重点的なアプローチを継続するとともに、高齢者のフレイル予防・重症化予防に向けた取り組みを強化します。
- (3) 特定健診・早期発見・早期支援の推進
- ・国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者を対象とした特定健診の受診勧奨・PRに組み、受診率の向上を図ります。あわせて、健診結果を活用した保健指導を充実させ、生活習慣の改善や医療機関への適切なつなぎを行うことで、疾病の早期発見・早期支援につなげます。
 - ・特に、本町において肥満や血糖の有所見者の割合が高い状況を踏まえ、メタボリックシンドロームの予防・改善に向けた重点的なアプローチを行うとともに、治療中断者への支援など、重症化予防対策を継続します。
- (4) 栄養・食生活と身体活動・運動の一体的推進
- ・肥満や血糖の有所見者が多い状況を踏まえ、一人ひとりが自身の健康と食生活の関係を正しく理解し、よりよい食習慣を身につけられるよう、関係機関と連携した栄養相談・食育の推進に取り組みます。
 - ・身体活動・運動については、日常生活における歩数の増加や運動習慣者の増加を目指し、健康アプリを活用した歩数管理や健康ポイント制度により、幅広い世代が無理なく身体活動を継続できる仕組みづくりを推進します。また、地域で気軽に運動できる環境整備を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
①日頃から健康的な生活習慣を身につけている方だと思う町民の割合	住民意識調査	63.5% (R7)	70.0%
②健康相談実施件数	健康相談実績	562 (R6)	600
③国保特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム該当者の割合	健診結果	19.4% (R6)	19.0%
④国保特定健診受診者のうちHbA1c6.5%以上の割合	健診結果	9.3% (R6)	8.4%

5 施策に係る取組（主要な事業など）→ライフステージごとに書いてみる

取組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
特定健康診査・特定保健指導	健康福祉課		実施			
各種がん検診事業	健康福祉課		実施			
成人健康教育相談事業	健康福祉課		実施			
児童生徒健康教育・健康相談	子育て支援課		実施			
健康ポイント制度運営事業	健康福祉課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

生涯を通じた生活習慣病予防体制の充実

デジタル技術を活用した主体的な健康づくりの推進

地域全体で健康を支え合う環境づくりの推進

基本目標３ 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

政策３－３ 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実

３－３－３ 障がい者の自立支援と社会参加の促進

主管課 健康福祉課

１ 現状と課題

国は、地域社会における共生の実現にむけた障がい福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための「障害者総合支援法」（平成２５年４月）を令和６年度改正し、就労選択支援の創設や地域生活支援拠点の整備、精神障がい者の地域生活を見据えた相談支援の充実など、地域社会における共生の実現に向けた施策を推進しています。また、障害者雇用促進法の改正などにより、障がいのある方の一般就労や社会参加を促進する制度展開が進められています。

本町では、平成２１年度に制定した「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」に基づき「芽室町障がい者福祉計画」を策定し、「早期発見及び早期支援」「就労支援」「生活支援」「支援を広げるための施策」を基本に取組を進めてきました。これまで、子どもが普段通う場所での支援充実や、民間委託による多様な相談ニーズへの対応強化、就労訓練の場の確保など、自立に向けた支援を展開してきました。

今後は、障がいのある方やそのご家族の高齢化、「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けられるための相談支援体制の強化や、社会資源のネットワーク確立が必要です。また、早期からの切れ目ない支援体制の整備も引き続き求められています。

さらには、多様な就労や社会参加の場を拡充するとともに、障がいに対する地域の理解を深め、障がいのある方にとっても暮らしやすい町づくりを進めるため、障がいの有無に関わらず、地域全体が支え合える風土の醸成を進めることが重要となっています。

２ 施策の方針

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりに寄り添った相談支援体制の強化を図ります。あわせて、障がいに対する正しい理解の普及啓発と支援体制の整備により、積極的な社会参加を促進し、障がいのある方にとっても暮らしやすい環境づくりを進めます。

対象	障がい者・児
意図	社会参加を促す
結果	安心と生きがいを持って生活できる

３ 施策の主な内容

（１）早期発見及び早期支援

- ・発達支援や医療的ケアを必要とする子どもへの専門的な支援体制から、ライフステージに応じた切れ目のない支援の整備・充実を図ります。
- ・発達に応じた適切な教育や支援を受けることができるよう、関係機関が連携し、一人ひとりに応じた将来を見通した連続性のある支援を進めます。

（２）生活支援の充実

- ・多様化するニーズを的確に把握し、サービスの充実を図るとともに、相談窓口の周知と相談支援体制の強化を推進します。
- ・障がいのある方の重度化や家族の高齢化、「親亡き後」を見据えた、将来の生活環境づくりや、緊急時の支援体制の整備など、地域で自立した生活を支える体制強化を進めます。
- ・判断能力が十分でない方を守るための成年後見制度の利用支援を行います。

- ・健康管理の重要性の普及啓発や検診の受診勧奨、及び、健診が受けやすい環境づくりに努めます。

(3) 就労支援体制の強化

- ・職場実習の機会を確保することにより、障がいのある人の就労意欲の向上を図ります。
- ・福祉的就労事業所の事業安定や事業拡大の支援を行います。
- ・NPO法人などと連携し、一般就労への定着促進を図るとともに、障がい者雇用に対する企業などの理解促進を図ります。
- ・ハローワークや企業、NPO法人等の関係機関と連携し、就労意欲の向上から一般就労への定着まで、一貫した就労支援体制を構築します。
- ・就労を希望する方一人ひとりに応じた、福祉的就労から一般就労までの多様な選択肢とプロセスの充実を図ります。
- ・本町の基幹産業を生かした農業と福祉の連携（農福連携）など、多様な就労・社会参加の場を拡充し、障がいのある方の自立を促進します。

(4) 支援を広げるための施策の充実

- ・広報誌やイベントなどを積極的に活用し、障がいの特性や必要な配慮に対する町民の理解促進を図り、障がいのある方にとっても暮らしやすい町づくりを推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値 (R12)
①障がい者にとって暮らしやすいまちだと思ふ町民の割合	住民意識調査	70.4% (R7)	88.0%
②就労支援事業所から一般就労した方の人数 (R9～R12 累計)	健康福祉課調べ	11人 (R5～R8)	12人
③相談件数	健康福祉課調べ		

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組	担当課	方向性	R9	R10	R11	R12
就労支援体制の充実（一般就労定着支援の促進）	健康福祉課		実施			
障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実	健康福祉課		実施			
相談支援体制の充実	健康福祉課		実施			
グループホームなどの住まいを含めた生活支援体制の整備	健康福祉課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

官民協働で課題解決に取り組む体制の確立

一人ひとりの希望や適性に合った多様な就労形態や相談先の充実

障がいに対する正しい理解と住民意識の醸成

基本目標３ 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-3 誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の実現

3-3-1 互いに認め合い支え合う地域共生社会の形成

主管課 健康福祉課

1 現状と課題

全国的に少子高齢化や人口減少が急速に進行し、単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、地域社会における人と人とのつながりや連帯感は希薄化しつつあります。それに伴い、社会的孤立や孤独、家庭内は介護・子育て、経済的な困窮など複数の課題が重なって生じたりするなど、住民が抱える生活課題はますます複雑化・複合化しています。

また、社会構造の変化に伴い、性別や国籍、障がいの有無など、背景や状況の違いにより配慮が求められる場面も増えており、互いの違いを認め合い尊重し合う意識の醸成が求められています。これまでのような高齢・障がい・子どもといった制度や分野ごとの「縦割り」の支援や、「支え手」「受け手」という固定化された関係性だけでは、こうした多様な課題に十分に対応することが困難になっています。

こうした背景から、国においては、属性や世代を問わず、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた動きを加速させています。社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行い、包括的な支援体制を構築することが推進されています。さらに、令和5年施行の「こども基本法」や令和6年施行の「孤独・孤立対策推進法」など、特定の枠組みにとらわれず、社会全体で誰一人取り残さないための法整備が進められています。

今後は、こうした時代の変化に合わせた多様な主体が参画できる新たな地域活動の仕組みづくりや、支援の声を上げづらい方へ寄り添うアウトリーチ（積極的な働きかけ）を強化するなど、よりきめ細やかな支援体制へと進化させていく時期を迎えています。

これまでの取組を確かな土台としながら、さらに複雑化する課題に対して分野横断的かつ重層的に支援を行う体制を地域に定着させることが重要です。そして、住民一人ひとりが地域社会の中で何らかの役割を持ち、互いに助け・支え合う社会の実現を目指し、新たに「第6期芽室町地域福祉計画」を策定し、多様な主体が参画できる支え合いの仕組みづくりと、地域共生社会に向けた取組をより一層強力に推進していく必要があります。

2 施策の方針

年代や世代、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、多様性を認め合い「誰一人取り残さない」包括的な支援体制を地域全体で構築します。住民同士が日常的に支え合い、誰もが地域社会のなかで役割を持ち、その人らしく活躍できる場を創出することで、「支える・支えられるの垣根をなくす地域へ」の実現を目指します。

対象	町民
意図	住民同士で支え合う体制を作る 人権を守り、人権侵害（擁護）への意識を高める
結果	誰もが個々を認め、支え合うことができる社会の形成及び人権を尊重し合う社会を築くことにより、地域で安心した生活を送ることができる

3 施策の主な内容

（１） 地域における支え合い活動の推進

・地域活動の担い手不足に対応するため、幅広い世代がボランティア活動に気軽に参加できる機会の充実や、参加意欲を育てる環境づくりを進めます。また、民生委員児童委員のなり手不足については、その活動内容を広く周知することで、住民の皆様に民生委員活動への興味と理解を深めてもらう取組

を進めます。あわせて、地域全体で、その必要性の共通理解を図るとともに、ＩＣＴの活用なども検討し活動の負担軽減に向けた支援に取り組みます。

- ・ライフスタイルの変化を踏まえ、身近な地域において、誰もが主体的に参加でき、コミュニケーションを交わすことができる多様な居場所づくりを推進します。さらに、住民同士のちょっとした困りごとを助け合うような、日常的な支え合い活動を地域に広げ、「お互い様」の精神で無理なく支え合える関係性を築きます。

- ・経済的困窮や社会的孤立など、複合的な課題を抱える方を早期に把握するため、アウトリーチを含めた相談支援を進めます。あわせて、地域の見守りやつながりづくりを通じて、孤独・孤立を防ぐ地域づくりを進めます。

(2) 地域における包括的な支援体制の構築（重層的支援の推進）

- ・複合的な課題を抱える世帯に対し、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった属性や世代を問わず包括的に受け止める「断らない相談支援」を実施します。

さらに、社会とのつながりを取り戻すための「参加支援」や、地域社会とのマッチングを行うなど、多機関が協働して重層的な支援を行う体制を構築します。

(3) 地域福祉を推進する体制づくり

- ・支援が必要な人を地域で支えていくため、住民一人ひとりをはじめ、**NPO、ボランティア団体、民間事業者などの幅広い地域資源**と町が連携・協働し、それぞれの特性を発揮できる連携・協働の仕組みづくり（ネットワークづくり）を進めます。

- ・芽室町総合保健医療福祉協議会や芽室町社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域の多様な団体などの関係機関と緊密に連携しながら、より効果的な地域福祉を推進します。

(4) 多様性を尊重し合う社会の形成

- ・性別や**国籍**、障がいの有無などに関わらず、すべての人が日常生活での困難さや生きづらさの軽減が図られ、個人として尊重されるよう、人権教育や啓発活動を推進し、偏見や差別のない地域づくりを進めます。

- ・アイヌの歴史や文化に対する正しい理解を促進し、社会的・経済的に安定した生活が営まれるよう支援を継続します。

(5) 人権意識の醸成と権利擁護体制の充実

- ・誰もが自らの意思が尊重される、地域社会の実現を目指し、地域や学校、各種団体など、あらゆる機会での学習の機会の充実や人権尊重の啓発活動など、意識啓発のための取組を推進します。

- ・成年後見制度の利用促進や、市民後見人の活動支援を継続し、高齢者の権利擁護・支援体制の充実に図ります。

(6) 男女共同参画への意識啓発

- ・「芽室町男女共同参画基本計画」を推進するため、地域や家庭において男女共同参画の意識づくりに向けた啓発活動を継続します。

- ・男女が健康で学び活躍し続けることができ、仕事や家事・育児・介護などが両立できるよう、ワークライフバランスの視点に立ち、男女が共に働き続けられる環境整備に向け、育児休業等の取得や労働条件の配慮など、企業の理解を深めるための啓発活動の推進や企業の取組を支援します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①民生委員や地域等から寄せられた相談件数	相談実績	17 件	40 件
②人権教室の参加延人数	開催実績	1,140	

③住んでいる地域は、住民同士支え合う体制ができていると思う町民の割合	住民意識調査	53.4%	60%
④人権が尊重され、差別や人権侵害がない町だと思う町民の割合	住民意識調査	75.3%	90%
⑤性別に関係なく社会進出(参加)ができる町だと思う町民の割合	住民意識調査	68.9%	90%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
社会福祉協議会活動支援事業	健康福祉課		実施			
民生委員児童委員活動支援事業	健康福祉課		実施			
重層的支援体制整備事業	健康福祉課		実施			
帯広人権擁護委員協議会参画事業	健康福祉課		実施			
男女共同参画への意識啓発	政策推進課		実施			

6 展望計画（2030（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

全ての人がそれぞれの得意分野やライフスタイルに合わせて無理なく社会に参画できる、新しい支え合いの仕組みを構築

基本目標 3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-1 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実

3-3-2 高齢者福祉の充実

主管課 高齢者支援課

1 現状と課題

我が国の高齢化は世界に類を見ないスピードで進み、芽室町においても令和7年1月時点、高齢化率は30.6%で、全道の中では179市町村のうち166位（令和7年1月1日現在住民基本台帳人口）に位置していますが、全国と同程度の高齢化率となっています。

芽室町の人口は平成22年をピークに減少していますが、65歳以上の高齢者人口は生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均寿命が延びていることから、令和27年まで増加する見込みです。一方で、社会の支え手とされてきた生産年齢人口（15～64歳）は減少し、少子高齢化・人口減少社会に入っています。

また、健康で活動的、心身ともに自立した暮らしを送る高齢者がいる一方、ひとり暮らし、夫婦のみの高齢者世帯、認知症の方の増加が見込まれるとともに、ひとつの世帯の中で課題が複合化するなど暮らしに対するニーズは拡大・多様化していくものと考えられます。

令和8年度に策定した「第10期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」には、高齢者が慣れ親しんだ地域で暮らすために、お互いに支え合う地域共生社会の実現を基本理念とし、基本目標に地域包括ケアシステムの深化・推進を掲げ、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、高齢者が住み慣れた芽室町で長く暮らしていただくため、生活に関わる幅広い取組について、具体的な目標をもって推進するとあります。

「社会とのつながりが可能な心身の健康維持」、「何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる仕組み」、「高齢者が安心して暮らすことができる介護サービスの提供」を柱に、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できるよう介護保険事業を健全に運営します。

2 施策の方針

高齢者の健康づくりや社会参加を推進し、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう適切なサービスを提供します。

対象	高齢者（65歳以上）
意図	社会参加（介護予防）と心身の健康の維持を推進する 介護が必要になっても住み続けられる環境づくりを推進する 介護サービスの充実と適切な提供
結果	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる

3 施策の主な内容

（1）社会とのつながりが可能な心身の健康維持

- ・健康を維持するためには、社会参加（介護予防）と心身の健康維持（病気の管理など）を一体的に進める必要があることから、この2つの視点をもって事業を実施します。
- ・社会参加の場となる住民主体の通いの場や介護予防事業などを充実し、高齢者へ社会参加の場を提供します。

（2）何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる仕組み

- ・認知症など何らかの理由で介護が必要になっても、今の住まいで暮らしたいという住民のニーズが

ある一方で、就労人口の減少で高齢者の生活に必要な細かな支援を行政や介護保険サービス事業者などが提供するの難しくなることから、高齢者福祉施策の継続だけでなく住民による支え合いを進め、地域包括ケアシステムの一層の深化に取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

(3) 高齢者が安心して暮らすことができる介護サービスの提供

- ・ 町民ニーズを踏まえ、住み慣れた地域で生活できるよう介護基盤を確保します。
- ・ 行政の介護基盤整備だけではなく、介護人材やそれに関係する協力者を増やし、介護保険に関する様々なサービスを充実させ、利用者にとって真に必要なサービスを提供できる体制を目指します。
- ・ 高齢者施設利用者の安心・安定した環境整備を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
①高齢者にとって暮らしやすいまちだと思う割合	住民意識調査	70.7% (R7)	75.0%
②やりがいのある趣味や運動、仕事に取り組んでいる高齢者の割合	住民意識調査	70.9% (R7)	72.0%
③芽室町の福祉サービスに満足している高齢者の割合	住民意識調査	78.6% (R7)	80.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
社会とのつながりが可能な心身の健康維持（高齢者体力増進教室開催事業・各種健診・健康教育・相談）	高齢者支援課・健康福祉課		実施			
何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる（生活支援体制整備事業・成年後見推進事業・地域包括支援センター運営事業）	高齢者支援課・健康福祉課		実施			
高齢者が安心して暮らすことができる介護サービスの提供（支え合いの町づくり人材育成事業）	高齢者支援課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・ 切れ目のない介護予防と社会参加の推進による健康寿命の延伸
- ・ 地域包括ケアシステムの深化による「全世代型」地域共生社会の実現
- ・ 介護人材の持続的確保と介護DXの本格展開